

（仮訳・暫定版）

米国大統領府
科学技術政策局指令
ワシントン, D.C. 20502
2013年2月22日**連邦行政部及び関係機関の長宛ての覚書**

発行者：John P. Holdren 局長

案 件：連邦政府資金による科学研究の成果へのアクセスの拡大について

1. 政策の原則

連邦政府は、可能な限り、また最も制約が少なく、かつ法と以下に定める目的に整合した形で、連邦政府資金による科学研究の直接的な成果を国民、産業界及び科学コミュニティが入手することができ、かつ、彼らにとって有益なものとなることを確実にするよう取り組んでいる。このような研究成果には査読済みの出版物及びデジタルデータも含まれている。

連邦政府の支援を受けた科学研究は、米国経済を牽引する革新的ブレークスルーを刺激するものである。そのような研究結果は、新たな洞察を得る有益なものであると同時に、健康、エネルギー、環境、農業、国家安全といった分野の進歩のための財産となる。連邦政府資金による科学研究の成果から得られたデジタルデータセットにアクセスすることにより、企業は既に発見されたものの理解と新たな発見に向けた探求に、資源と労力を集中させることができるようになる。例えば、オープンになっている気象データは天気予報業界を支えており、ゲノム配列を利用できるようにすることで、バイオテクノロジー分野での多くのイノベーションが誘発された。また、査読済みの出版物及びデジタル科学データがデジタル形式でより広く利用できるようになれば、キュレーション、保存、分析、そして可視化に関連するサービス分野で革新的な経済市場が創られる。保存とより広範なアクセスによって、このような出版物やデータを積極的に再利用しようという方針は、連邦政府の研究投資のインパクトとアカウンタビリティを最大化するものでもある。これらの方針は科学的ブレークスルーとイノベーションを加速し、起業精神を助長し、経済成長と雇用創出を強化するものである。

連邦政府は、出版社が査読の調整を含む、貴重なサービスを提供していることも認識している。これらのサービスは、多くの学術出版物の高品質と誠実性を確実なものにするために不可欠であり、引き続き利用できるようにすることが極めて重要である。また、連邦政府の方針が、連邦政府資金を受けていない研究者が、自身の研究の分析や結果を発信する機会に悪影響を与えるものにならないようにすることも重要である。

連邦政府資金による公表された科学研究における出版物及びデジタル科学データへのアクセスを拡大するという政府のコミットメントを実現するため、研究開発に投資を行っている連邦政府関係機関は、そのようなアクセスの拡大に向け、明確かつ良く調整された方針を有さなければならない。

2. 関係機関における一般国民からのアクセス計画

科学技術政策局（OSTP）は、ここに、年間 1 億ドル以上の研究開発資金を支出している連邦政府関係機関に対し、連邦政府資金による研究の成果に対する一般国民のアクセス拡大を支援するための計画を立てるよう指示する。これには、関連する OMB 回状（A-21、A11 等）に定義されている通り、連邦政府の資金から直接発生する研究に基づく査読済み学術出版物において発表されるあらゆる研究成果が含まれる。関係機関においては、必要に応じ、協同して、これらの計画を立てることが望ましい。

各機関の計画は、本覚書に定める目的に整合するものでなければならない。これらの目的は、国家科学技術委員会（NSTC）からのインプットを得て、かつ、2010 年のアメリカ COMPETES 再授權法（P.L.111-358）に従い、パブリックコメントの手続きを経て定められたものである。

さらに、科学出版物及びデジタル科学データの双方に関する各関係機関の計画には、以下の要素が含まれていなければならない。

- a) 既存のアーカイブを利用するとともに、必要に応じ、各機関の研究に関連する科学ジャーナルとの官民協力を促進するための戦略。
- b) 国民が、連邦政府資金による科学研究の成果に係るデジタルデータの所在を特定しアクセスする方法を改善するための戦略。
- c) 連邦政府資金による研究成果の長期的管理を保証した上で、アクセスのし易さや相互運用の点でのイノベーションを奨励するような、検索、保管及び普及機能を最適化するためのアプローチ。
- d) 受賞者その他の連邦政府資金による科学研究者に対して義務を知らせるための計画（ガイダンス、受賞条件、関連する規則の修正等による）。
- e) 機関の計画順守の状況を評価するとともに、必要に応じ、その徹底を図るための戦略。
- f) 計画を実行するための機関の既存の予算内での資源の確保。
- g) 実行のためのタイムライン。
- h) 本覚書に定める目的の全部又は一部を関係機関が達成することを阻む特別な状況の特定。

各機関においては、本覚書の発表後 6 か月以内に計画の素案を OSTP に提出するものとする。OSTP は行政予算管理局（OMB）と調整の上、各機関の素案を吟味し、この覚書に定める目的に整合するよう、かつ、可能であれば、本覚書の対象となる他の連邦政府関係機関の計画とも両立するものとなるよう、最終案の作成を容易にするためにガイダンスを提供する。最終案の策定に当たって、

各機関においては最、連邦政府資金を受けている研究者、大学、図書館、出版社、科学研究成果の利用者、市民グループなどの関係者からの意見を求め、参考とするための透明なプロセスを用いなければならない。

3. 国民の科学出版物へのアクセスの目的

実行可能で、かつ、法、当該機関のミッション、資源の制約、米国国民・国土・経済の安全保障、さらには、以下に挙げる目的に整合する範囲内において、連邦政府資金から直接発生した査読済み学術出版物において発表される未分類の研究成果は、連邦政府の研究投資のインパクトとアカウンタビリティを最大化するような方法で、国民がアクセス、検索、読み出し、分析できるよう、長期間にわたって保存すべきである。

各機関においては、国民のアクセス計画立案に当たって、新しい商機を創出する可能性を最大化することによってイノベーションと競争力を強化し、かつ、その他の点でセクション 1 で明らかにした原則と整合するような方針を打ち出すよう模索すべきである。

また、各機関の計画は、実行可能な限りにおいて、学術出版物の不正大量再配布を防ぐための手順を説明しなければならない。

さらに、各機関の計画は以下の通りでなければならない。

- a) 国民が、最終的な査読済原稿又は最終的に出版された文書を、それぞれの文書に適した時間枠内で、デジタル形式で読み、ダウンロードし、分析できるようにするものであること。とりわけ、各機関においては、
 - i) 研究論文を国民に利用可能にするためのガイドラインとして、12 ヶ月の出版後のエンバーゴを設けるものとする。ただし、各機関においては、必要に応じ、本覚書に定める目的に対処するため、必要に応じ、また、各分野及びミッションの組合せに固有の課題や国民の利益に対処するために、独自の計画とすることができる。
 - ii) また、特定分野においては、当該計画が本覚書に定める目的と整合しないことを説明するエビデンスを示すことにより、利害関係者がエンバーゴの変更を求められるような仕組みを用意するものとする。
- b) 国民が、連邦政府資金による研究から直接発生した査読済みの学術出版物に対し、容易に検索、分析及びアクセスできるよう奨励すること。
- c) 現在及び将来の検索技術との相互運用性が約束されるようなデータ形式で、初版への支払いを要せず、国民が出版物メタデータへ完全にアクセスできるようにするものとする。可能であれば、メタデータは、エンバーゴ終了後、全文及び関連する補足資料へのリンクを提供すべきである。
- d) 以下の目的の官民協力を促進する。

- i) 全ての利害関係者にとっての価値を高めるため、官民のプラットフォーム間の相互運用及び創造的再利用の可能性を最大化すること。
 - ii) 既存の仕組みとの不要な重複を避けること。
 - iii) 連邦政府の研究投資のインパクトを最大化すること。
 - iv) その他の方法で各機関の計画の実行を補佐すること。
- e) 著者、ジャーナル及び元出版者に対する属性が維持されるようにすること。
- f) 出版物及びメタデータが以下のような保存方法で確実に保存されるようにすること。
- i) 無料でコンテンツの長期保存とアクセスを提供すること。
 - ii) テキスト及び付随コンテンツ（画像、映像、サポーターデータ等）について、広く普及している標準を用い、また可能な限り非専有的な保存フォーマットを使用すること。
 - iii) 1973 年リハビリテーション法第 508 条¹に基づき、身体障害者のアクセスを提供すること。
 - iv) 連邦政府のその他の国民アクセスのアーカイブソリューション及びその他の適当なアーカイブとの統合及び相互運用を可能にすること。

保存場所（レポジトリ）については、研究資金を提供する連邦政府機関が、他の連邦政府機関と調整することにより、又は学会、職能団体、出版社、図書館等と協力することにより維持することが可能である。

4. デジタル形式による科学データへの国民のアクセスの目的

実行可能で、かつ、適用法、方針²、当該機関のミッション、資源の制約、米国国民・国土・経済の安全保障、さらには以下に挙げる目的に適合する範囲内において、全部又は一部の連邦政府資金による支援を受けた未分類の研究の結果生成されたデジタル形式による科学データは、国民がアクセス、検索、読み出し、分析できるようにして保存しなければならない。本覚書においてデータとは、OMB 回状 A-110 により、科学界で一般に研究結果を検証するために必要とみなされる事実に基づき、デジタル形式で記録された資料と定義される。これには科学出版物をサポートするために必要なデータセットを含むが、研究室のノート、予備分析、科学論文の草稿、将来の研究計画、査読済論文、同僚との通信、又は研究室の標本等の物体は含まない。各機関の国民アクセス計画は以下のようなものでなければならない。

- a) 政府資金で生成されたデジタル形式の科学データへの一般国民による無料アクセスを、最大化すること。ただし、
 - i) 機密性及び個人のプライバシーを保護すること。
 - ii) 正味財産、企業秘密情報及び知的財産権を認識し、知的財産権、イノベーション及び米国の

¹ リハビリテーション法第 508 条（及びその修正）、<http://www.section508.gov/index.cfm?fuseAction=1998+Amend> にて入所可能。

² これらの方針には、これに限られるものではないが、OMB 回状 A-130、連邦情報資源管理が含まれる。
http://www.whitehouse.gov/omb/circulars_a130_a130trans4 にて入手可能。

競争力への重大な悪影響を避けること。

- iii) 長期間の保存とアクセス、及びそれに要する費用と管理的負荷の総体的価値の間のバランスを保つこと。
- b) 連邦政府から科学研究のための資金及び委託を受ける全ての外部研究者及び内部研究者が、必要に応じ、データ管理計画を作成するようにすること。同計画は、連邦政府資金による科学研究成果の科学データをデジタル形式で長期間保存、アクセスする方法を説明し、若しくは長期保存及びアクセスが相応しくない理由を説明するためのものである。
- c) データ管理及びアクセスに要する適当な費用を科学研究に対する連邦政府資金援助の提案書に含めることを認めること。
- d) 提出されたデータ管理計画のメリットが適切に評価されるようにすること。
- e) 内部及び外部研究者がデータ管理計画及び方針に従っていることを確実にするための仕組みを盛り込むこと。
- f) 適当であった可能な場合に、国民がアクセス可能なデータベースにデータを預けることを奨励すること。
- g) 財団その他の研究資金援助機関との官民協力等を通じ、データアクセス及び互換性を改善するための民間セクターとの協力を奨励すること。
- h) 計画の下で利用可能となる科学データセットに対し、適切な属性を特定し提供するためのアプローチを開発すること。
- i) 他の関係機関及び民間セクターと調整した上で、科学データ管理、分析、保管、保存及び管理に関連する訓練、教育及び人材養成を支援すること。
- j) 官民両セクターの事業体の取組を考慮しつつ、当該機関が支援する分野における科学データの保存に対する長期的ニーズの評価を提供するとともに、デジタル形式による科学データの保存場所（レポジトリ）の開発及び維持に関するオプションの概要を示すこと。

5. 国民のアクセス計画の実行

連邦政府機関の中には、既に本覚書の要件を一部満たす方針を打ち出しているところもある。こ

これらの機関は要件が完全に満たされるよう、必要に応じてその方針を修正すべきである。国民のアクセス計画が確定した折には、各機関はそれぞれの計画をオープン・ガバメントウェブサイトに掲載しなければならない。

各機関の計画は、計画が発効する日以前に公表目的で提出された原稿及び発効日以前に生成されたデジタルデータには適用されない。発効日は各機関の最終案の発表日以前とすることはできない。

OSTP は各機関との定期的な会合を通じて計画の実施状況を監督する。各機関は計画実施に関する最新情報を年に 2 回、OSTP 及び OMB の局長に提出するものとする。これらの最新情報は機関の最終計画の発効日後 2 年間にわたり、毎年 1 月 1 日と 7 月 1 日に提出するものとする。各機関は OSTP 及び OMB と協議の上、これらの目的に合致一致する形で、国民アクセス計画を修正することができる。

6. 総則

本覚書の条項のいずれも、連邦行政部、関係機関又はそれらの長に対し法に基づき与えられる権限、又は OMB 局長の予算、行政又は立法提案職能を損ない、又はその他の影響を与えるものとはみなされない。

2010 年アメリカ COMPETES 再授權法に基づき、本覚書の条項、又はこれに基づき策定される機関の計画のいずれも、合衆国法律集第 17 または 35 章の条項に基づくいかなる権利を弱体化させ、または米国の国際的な義務に違反する権限を機関に与え、またはそれを要求するものとはみなされない。本覚書は、実質的又は手続上の別に関わらず、合衆国、各省、関係機関・団体、その役員、職員、又は代理人又はその他いかなる者に対し、いかなる組織が、法または衡平法に基づき実施可能な権利又は利益を生み出すことを目的とするものではない。